

# 京都府立園部高等学校教育振興会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、京都府立園部高等学校教育振興会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、京都府立園部高等学校内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、京都国際・福祉科設置を契機として、京都府立園部高等学校及び京都府立園部高等学校附属中学校（以下、同校という）の活性化と教育振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 同校の活性化と教育振興に関すること

(2) 同校の国際交流支援に関すること

ア 交換留学生の受け入れ及び派遣に関すること

イ 外国及び国内においての語学及び福祉研修に関すること

ウ その他国際理解及び福祉理解に関すること

(3) 同校の奨学生の支援に関すること

(4) 同校の下宿生徒の受入れに関すること

(5) 中高一貫教育に関すること

(6) その他本会の目的を達成するために必要なこと

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、会員及び特別会員をもって構成する。

## 第4章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、会計2名、理事（常任理事含む）若干名、評議委員若干名、監事2名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選出する。

2 その他の役員は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名した順序でその職務を代行する。

3 会計は、本会の経理をつかさどる。

4 理事は、理事会を組織し、本会事業を審議する。常任理事は、理事の中から会長が指名し、常任理事会にて本会推進に必要な事項及び本会事業を審議する。

5 評議員は、評議委員会を組織し、理事会の重要事項について審議するとともに事業を行う。

6 監事は、本会会計を監査する。

(顧問等)

第9条 本会に、名誉顧問、顧問及び相談役等を置くことができる。

(顧問等の委嘱)

第10条 顧問等は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第11条 役員及び顧問等の任期は2年とし再選を妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等は、その任期が、満了しても、次期役員等が就任するまではその職務を行う。

## 第5章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 三役会議

(3) 常任理事会

(4) 理事会

(5) 評議委員会

(会議の構成)

第13条 総会は、必要に応じて開催し、規約の改正、予算・決算、事業計画・事業報告及び正副会長・会計・監事の選出等の事項を審議し決定する。

2 三役会議は、正副会長及び会計をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集し、本会推進に必要な重要事項を審議する。

3 常任理事会は、正副会長、会計、常任理事及び必要な関係者をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集し、本会に必要な事項及び本会事業を審議する。

4 理事会は、正副会長、会計、理事及び必要な関係者をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集し、本会事業を審議する。

5 評議委員会は、正副会長、会計、理事、評議委員及び必要な関係者をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集し、理事会の重要事項について審議するとともに事業を行う。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第6章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 本会の会費は、次のとおりとする。

会 員 年 2,000円 (終身会費 30,000円以上)

特別会員 年10,000円 (法人を含む)

(会計年度)

第17条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事 務 局

(事務局)

第18条 本会は、会務処理のために事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置き、会長がこれを委嘱する。

3 事務局の運営に関する規定は、会長が別にこれを定める。

附則 本規約に特別の定めのない事項及び本会の運営に必要な内規は、別にこれを定める。

本規約は、平成9年11月24日から実施する。

平成22年7月3日 一部改正

平成28年7月16日 一部改正